国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程の一部を改正する件

新 旧 対 照 条 文

国立障害者リハビリテーションセンター 学院養成訓練規程 (昭和五十五年厚生省告示第四号) 新旧対照表

(導に従事する職員(将来職員になろうとする者を)、ヨンに関する理論及び技術を授けること並びに障技術者になろうとする者を含む。) に対し、障害者がる養成訓練は、障害者のリハビリテーションに関第
(養成川東の目り) では、「大きの一人を成川東の目り、「大きの一人を成川東の目り、「大きの一人では、「大きの一人では、「大きの一人では、「大きの目の」では、「大きの用の目の)では、「大きの目の」では、「大きの目の」では、「大きの目の」では、「大きの目の」では、「大きの目の」では、「大きの目の」では、「大きの目の」では、「大きの目の」では、「大きの目の」では、「大きのこの この

<u> </u>	事業に従事しているもの又は障害児の保護及び指導に従事する職員 事関する技術者であつて、現に障害者のリハビリテーションに関する 関第十三条 研修は、次の各号に掲げる障害者のリハビリテーションに 第十(研修の対象) (団	士の資格を有する者で、総長が入学を許可したものとする。 第一項本文の規定により大学院に入学することができる者又は保育 児童指導員科に入学することができる者は、学校教育法第百二条 2~4 (略) 2~4	(略) 第一条とする。 第一条 「ののでは、一年とする。 第一条 「ののでは、一年とする。 「ののでは、一年とする。」 「ののでは、一年とする。」 「ののでは、一年とする。」 「ののでは、一年とする。 「ののでは、一年とする。」 「ののでは、一年とする。」 「ののできれば、一年とする。」 「ののできれば、」 「ののできれば、」 「ののできれば、」 「ののできれば、」 「ののできれば、」 「ののできれば、」 「ののできれば、」 「ののできれば、」 「ののできれば、」 「ののできれば、」」 「ののできれば、」 「ののできれば、」 「ののできれば、」 「ののできれば、」」 「ののできれば、」」 「ののできれば、」 「ののできれば、」」 「ののできれば、」 「ののできれば、」」 「ののできれば、」」 「ののできれば、」 「ののできれば、」」 「ののできれば、」 「ののできん		(修業年限) (修業年限) (修業年限) (修業年限) (() () () () () () () () ()		· ·
聴り、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	事業に従事しているものを対象として行う。 関する技術者であつて、現に障害者のリハビリテーションに関する第十三条 研修は、次の各号に掲げる障害者のリハビリテーションに(研修の対象)	4 (略)	· ·	(略)(略)	(修業年限)	, 6 (略)	i